

議案第 103 号

伊賀市駐車場条例の一部改正について

伊賀市駐車場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊賀市駐車場条例(平成 16 年伊賀市条例第 211 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項第 1 号の表中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、7 の項供用時間の欄中「午後 7 時」を「午後 5 時」に改め、同項を同表 6 の項とし、8 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 7 条第 1 項中「、市営東大手門駐車場を除き」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表の 2 市営東大手門駐車場の表を削り、同表中 3 市営新堂駅・市営柘植駅駐車場の表を 2 市営新堂駅・市営柘植駅駐車場の表とし、4 市営島ヶ原駐車場の表を 3 市営島ヶ原駐車場の表とし、5 市営佐那具駅駐車場の表を 4 市営佐那具駅駐車場の表とする。

第 2 条 伊賀市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号の表 2 の項、4 の項及び 5 の項供用日の欄を次のように改める。

伊賀市の休日 を定める条例 第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 24 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。